

本件委託講師（特定供給事業者）  
（対象となった事業者約1700名）

## ※違反行為※

左記の報酬単価について、平成26年4月1日以後も、消費税率引上げ分を上乗せせず、左記の方法で算出した額を教育指導業務の委託料として本件委託講師に支払った（注）。

（注）中小企業庁の調査開始後、本件委託講師に対して、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を支払った。

教育指導業務について、消費税を含む額で定めた報酬単価に、一定期間の指導時間数等に乗じて算出した額を委託料としている。



株式会社ニチイ学館（特定事業者）  
（医療事務、介護及び保育に係る事業のほか、  
教育講座の運営等を営む事業者）

消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買ったたき」として禁止しています。



## ※勧告の内容※

 **公正取引委員会**  
Japan Fair Trade Commission

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと